

【(介護予防)福祉用具貸与・特定(介護予防)福祉用具販売】

● 実地指導等における指摘事項等について

<p>① 人員基準等について (貸与・販売)</p>	<p>【事例】 現在県に届け出ている運営規程に事業所の現状等が反映されていないため、所要の改正をした上で、速やかに県に変更届を提出すること。(変更後10日以内に提出すること。)</p> <p>【解説】 ・福祉用具専門相談員の定義 ※平成27年4月1日より養成研修修了者(介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者)が福祉用具専門相談員の資格要件と認められなくなり、国家資格保有者又は福祉用具専門員相談員指定講習修了者に限定されたため、資格要件を満たす人員によって、人員基準を満たす必要がある。 ・事業所の人員体制(事業所ごとに、常勤換算方法で2以上) ※管理者変更の場合はその旨も併せて報告すること</p> <p>【根拠法令】 貸与：基準第194条、195条 販売：基準第208条、209条</p>
<p>② 人権擁護推進員の配置 (貸与・販売)</p>	<p>【事例】 人権擁護のための人権擁護推進員の任命が行われていなかった。</p> <p>【解説】 県の条例において、指定居宅サービス等の事業を行う者は、指定居宅サービス等の利用者の人権を擁護するため、指定居宅サービス等を提供する事業所ごとに、人権擁護推進員を置くとともに、その従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。</p> <p>【根拠法令】 和歌山県条例第65号 第4条</p>
<p>③ 秘密保持について (貸与・販売)</p>	<p>【事例】 サービス担当者会議等において利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合の同意書を得ていなかったため、必ず同意書を得ること。</p>

【(介護予防)福祉用具貸与・特定(介護予防)福祉用具販売】

<p>【解説】 利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>【根拠法令】 貸与：基準第205条で準用する基準第33条 販売：基準第216条で準用する基準第33条</p>	<p>④ 福祉用具貸与計画書の作成について (貸与)</p>
<p>【事例】 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成しなければならないにも関わらず、ほとんどの利用者について計画が作成されおらず、利用者の同意もなく、また利用者への交付もされていなかった。</p>	<p>【解説】 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「(介護予防)福祉用具貸与計画」を作成しなければならず、また、計画については、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た上で、利用者へ交付しなければなりません。</p> <p>【根拠法令】 基準第199条の2</p>
<p>⑤ 特定福祉用具販売計画書の作成について (販売)</p>	<p>【事例】 福祉用具専門相談員は、特定(介護予防)福祉用具販売計画を作成しなければならず、利用者の同意もなく、ほとんどの利用者については計画が作成されておらず、利用者の同意もなく、また利用者への交付もされていなかった。</p> <p>【解説】 福祉用具専門相談員は、特定(介護予防)福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「特定(介護予防)福祉用具販売計画」を作成しなければならず、また、計画については、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た上で、利用者へ交付しなければなりません。</p> <p>【根拠法令】 基準第214条の2</p>
<p>⑥ 要介護1の者等に係る指定福祉用具貸与費について (貸与)</p>	<p>【事例】 要介護1の者等に係る指定福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい福祉用具に対しては、原則として算定することができない。しかしながら</p>

【(介護予防)福祉用具貸与・特定(介護予防)福祉用具販売】

利用者等告示第三十一号のイで定める状態像に該当するものについては、軽度者(要介護1の者をいう。ただし、自動排泄処理装置については要介護1、要介護2及び要介護3の者をいう。)であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であるが、当該確認に用いる文章等の保存がなされていないかった。

【解説】

軽度者に対して、貸与対象外種目に係る貸与費を算定する場合の当該確認に用いる書類について、サービスマン記録と併せて保存する必要がある。

【根拠法令】

老企第36号 第2の9(2)

⑦ 記録の整備(貸与・販売)

【事例】

サービスマン提供日から5年が経過していても関わらず、廃棄した記録があったため、今後は適正に保管すること。

【解説】

和歌山県では独自の条例として、提供した日から5年間記録を保存する必要がある。

【根拠法令】

貸与：基準第204条の2

販売：基準第215条

貸与・販売：和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第3条2

●留意事項

福祉用具事業所の概要	
(介護予防)福祉用具貸与	特定(介護予防)福祉用具販売
事業概要 要介護者等が、福祉用具(心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具)を助ける者等の日常生活の自立を助けるための用具)を指定事業者から貸	要介護者等が、貸与にならない入浴や排せつ等に用いる福祉用具(特定福祉用具)を指定事業者から購入したときは、必要な書類(領収書、パンフレット等)を添えて、申請書(必要性の理由を記載)を提出することにより、実際の購入費に各

【(介護予防)福祉用具貸与・特定(介護予防)福祉用具販売】

取扱い種目	与された場合、利用料に各利用者の介護保険負担割合に記載された負担割合を乗じた額を利用料から除いた額が介護保険から支給される。	利用者の介護保険負担割合に記載された負担割合を乗じた額を購入費から除いた額の相当額が償還払いで支給される。
取扱い種目 ☆車いす ☆車いす付属品 ☆特殊寝台 ☆特殊寝台付属品 ☆床ずれ防止用具 ☆体位変換器 ○手すり ○スロープ ○歩行器 ○歩行補助つえ ☆認知症老人徘徊感知器 ☆移動用リフト(つり具の部分を除く) ☆自動排泄処理装置 ※☆の品目は、原則として軽度者(要支援1、2及び要介護1)自動排泄処理装置については要介護2、3)に対しては、保険給付の対象とならない。	○腰掛便座 ○自動排泄処理装置の交換可能部品 ○入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用いす、浴槽内いす、入浴台、浴室内いす、浴槽内すのこ、入浴用介助ペルト) ○簡易浴槽 ○移動用リフトのつり具の部分	○腰掛便座 ○自動排泄処理装置の交換可能部品 ○入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用いす、浴槽内いす、入浴台、浴室内いす、浴槽内すのこ、入浴用介助ペルト) ○簡易浴槽 ○移動用リフトのつり具の部分
支給限度基準額	福祉用具貸与にかかる支給限度基準額は定めておらず、介護予防、介護給付別の支給限度基準額の範囲内において、他のサービスと組み合わせることで利用することとなる。	10万円 ※介護給付、予防給付にかかわらず ※同一支給限度額管理期間内(4月1日から3月31日の1年間)は、用途及び機能が著しく異なる場合、並びに破損や要介護・要支援状態の変化等の特別の事情がある場合を除き、同一種別につき1回の支給に限られる。
② 複合的機能を有する福祉用具について 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて (平成12年1月31日 老企第34号)より抜粋		

【(介護予防) 福祉用具貸与・特定(介護予防) 福祉用具販売】

複合的機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。
- ② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- ③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合には、法に基づき保険給付の対象外として取り扱う。

特に、③については、介護保険の給付対象となる福祉用具について、2つ以上の機能を有するものうち、福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づき保険給付の対象外として取扱うこととする。

具体的には、手すりの機能に加えて、福祉用具貸与等の品目対象外の階段のような段差解消機能が一体的に備わっているケースが考えられる。このような福祉用具は、保険給付対象外とする。

③ 利用料、販売費用の受領

【福祉用具貸与】

①福祉用具の貸与を行った場合は、利用者から利用料の一部として、サービス利用料(レンタル費用)に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額の支払いを受けなければならない。(法令上認められた減免措置によらずに、事業者の独断で利用者負担を無料(免除)としたり、軽減したりすることはできない。)

②利用者から利用料の支払いを受けた場合には、領収書を発行しなければならない。領収書においては、介護報酬自己負担額及びその他の費用(各費用ごと)の額を区分して記載しなければならない。

③利用者から受けることができる費用として、①で述べたサービス利用料(レンタル費用)に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額以外では、次の費用のみ支払いを受けられることができる。

項目	内容
通常の事業実施地域以外の交通費	通常の事業実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与・販売を行う場合の交通費(通常の事業実施地域を越えた地点から起算する。) ※ただし、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する利用者については、請求できない。
福祉用具の搬入に特別な措置が必要なる場合に要する費用	福祉用具の搬入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等特別な措置が必要な場合に要する費用

※これらの費用については、あらかじめサービス提供内容とそれに係る費用について、利用者またはその家族に説明し、同意を得なければならない。

【(介護予防) 福祉用具貸与・特定(介護予防) 福祉用具販売】

※③の費用を徴収することをあらかじめ運営規定に定めておく必要がある。

【特定福祉用具販売】

①特定福祉用具販売を提供した際には、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額を支払いを受ける。

他に、【福祉用具貸与】の③に掲げた費用の支払いを受けられることでもできる。

②特定福祉用具販売に係る販売費用の支払いを受けた場合には、次の事項を記載した書面を利用者に交付しなければならない。

- ・ 事業所の名称、提供した福祉用具の種目・品目の名称、販売費用の額等を記載した証明書
- ・ 領収書
- ・ 特定福祉用具の概要がわかるパンフレット等

④ 複数の福祉用具を貸与する場合の運用

福祉用具の貸与価格について、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に減額の規定を届け出ることにより(※)通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。

※該当する減額取り扱いを行う事業所については、「複数の福祉用具を貸与する場合の運用について(平成27年3月27日老振発第0327号第3号)」の記載事項を十分に確認のうえ、事前に運営規定の変更届を提出すること。

「複数の福祉用具を貸与する場合の運用について」(平成27年3月27日老振発第0327第3号)

1 複数の福祉用具を貸与する場合の考え方

複数の福祉用具を貸与する場合は、同一の利用者に2つ以上の福祉用具を貸与する場合とする。そのため複数の捉え方については、例えば1つの契約により2つ以上の福祉用具を貸与する場合、契約数に関わらず2つ以上の福祉用具を貸与する場合等、指定福祉用具貸与事業者が実情に応じて規定することとなる。

2 減額の対象となる福祉用具の範囲

減額の対象となる福祉用具の範囲は、指定福祉用具貸与事業者が取り扱う種目の一部又はすべての福祉用具を対象とすることができることとする。

例えば、主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可能性が高い以下の種目を減額の対象となる福祉用具として設定することなどが考えられる。

- ①車いす付属品、②特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具、④手すり、⑤スロープ、⑥歩行器

【(介護予防)福祉用具貸与・特定(介護予防)福祉用具販売】

3 減額する際の利用料の設定方法

指定福祉用具貸与事業者は、既に届けている福祉用具の利用料（以下、「単品利用料」という。）に加えて、減額の対象とする場合の利用料（以下、「減額利用料」という。）を設定することとする。また、1つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能である。

従って、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者は、予め事業所内のシステム等において1つの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定する必要がある。

なお、特定の福祉用具を複数組み合わせ合わせたもの、いわゆるセットを定めることは認めないこととし、利用者の状態に応じて適切な福祉用具が選定できるよう、個々の福祉用具に減額利用料を設定することとする。

4 減額の規定の整備

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）（以下、「指定基準」という。）等に規定するとおり運営規程等に単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要がある。

指定基準等により、指定福祉用具貸与事業者等は利用料等の運営規程を定めることとされていることから、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等においては、減額利用料に關する規定を定め、各指定権者において規定する事業者の指定に關する要領等に則った手続きが必要となる。

5 減額利用料の算定等

月の途中において、本取り扱いが適用される場合、或いは適用されなくなる場合の算定方法は、「介護報酬に係るQ&A (vol. 2)」(平成15年6月30日事務連絡)でお示ししている「途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について」等の取り扱いに準じることとする。

6 利用者への説明

本運用を適用する場合、或いは適用されなくなる場合において変更契約等を行う際には、指定福祉用具貸与事業者等は契約書等においてその旨を記載し、利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い、理解を得ること。

7 居宅介護支援事業所等への連絡

本取り扱いに関する運用を含め、指定福祉用具貸与事業者が利用料を変更する際は、居宅介護支援事業所等において区分支給限度基準額管理を適正に行えるよう、その都度、関係事業者が必要な情報を共有すること。

8 その他の留意事項

減額する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアクセスメント、契約手続き、配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する

【(介護予防)福祉用具貸与・特定(介護予防)福祉用具販売】

範囲において適切に設定いただくようご留意願いたい。

⑤ 福祉用具貸与(販売)計画の作成

貸与：基準第199条の2

販売：基準第214条の2

※利用者の状態に応じた福祉用具の選定や介護支援専門員等との連携を強化するため、利用者ごとの個別サービス計画の作成が義務付けられている。

※福祉用具貸与(販売)計画の様式は各事業所で任意に定めるもので差し支えない。一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が提案する「福祉用具個別援助計画書」等を適宜参考にすること。

福祉用具貸与(販売)計画書に記載すべき最低限の事項

- ・利用者の基本情報(氏名、年齢、性別、要介護度等)
- ・福祉用具が必要な理由
- ・福祉用具の利用目標
- ・具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- ・その他関係者間で共有すべき情報(福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等)

【平成24年4月報酬改定Q&A (VOL. 1)】

【介護サービス(貸与、販売)】

①福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具貸与・販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与(販売)計画を作成しなければならない。この場合において、福祉用具販売(貸与)の利用があるときは、その計画と一体のものとして作成されなければならない。また、福祉用具貸与(販売)計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得たうえで、その計画を利用者に交付しなければならない。

福祉用具貸与(販売)計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成されなければならない。

②福祉用具貸与(販売)計画の作成後、その計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行うものとする。

③福祉用具貸与(販売)計画はサービス提供の日から5年間保存(保存期限)については条例による)しなければならない。

④居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者から福祉用具貸与(販売)計画の提供の求めがあった際には、提供することに協力するように努める。

【(介護予防)福祉用具貸与・特定(介護予防)福祉用具販売】

<p>⑥適切な研修の機会を確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等 貸与：基準第201条 販売：基準第216条により準用する基準第201条</p>	<p>指定福祉用具貸与事業者は、専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。 福祉用具の種類が多様多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるときにも、要介護者等の要望は多様であるため、専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。 このため、指定福祉用具貸与事業者は、専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならない。 【基準省令解釈通知第 3-11-3-(5)】</p>
<p>⑦ 提供拒否の禁止 貸与：基準第205条により準用する基準第9条 販売：基準第216条により準用する基準第9条</p> <p>(問) 事業者は、サービス提供を拒否することができるか。</p> <p>(回答) 事業者は、正当な理由なく指定福祉用具貸与の提供を拒んではならない。事業者は、原則として、利用申込に対して応じなければならない。特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否することはできない。 ※正当な理由とは… ①事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合(遠隔地)、③その他利用申込者に対し自ら適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難な場合(倒産等)</p> <p>【基準省令解釈通知第 3-2-3-(2)準用】</p>	<p>⑧ サービス提供困難時の対応 貸与：基準第205条により準用する基準第10条 販売：基準第216条により準用する基準第10条</p> <p>(問) サービス提供が困難な場合、事業者はどのような対応が必要か。</p> <p>(回答) サービス提供が困難な時は、次の対応を速やかにする必要がある。①当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡 ②他の指定福祉用具貸与・販売事業者等の紹介 ③その他の必要な措置</p> <p>【基準省令解釈通知第 3-2-3-(2)準用】</p>

【(介護予防)福祉用具貸与・特定(介護予防)福祉用具販売】

<p>⑨ 秘密保持等 貸与：基準第205条により準用する基準第33条 販売：基準第216条により準用する基準第33条</p> <p>① 従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。また、事業者は、従業者が退職した後も、秘密保持を図るよう必要な措置を講じなければならない。 ② サービス担当者会議等において、課題分析等のために利用者及びその家族の個人情報を用いる場合には、事前に各人から文書による同意を得ておかなければならない。なお、この同意は、契約時に利用者・家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。</p>	<p>⑩ 事故発生時の対応 貸与：基準第205条により準用する基準第37条 販売：基準第216条により準用する基準第37条</p> <p>(問) 事故発生時、どのような対応をする必要があるのか。</p> <p>(回答) ①事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ②事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。 ③事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行わなければならない。 ④利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定福祉用具貸与事業者が定めておくことが望ましい。 ⑤事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、または賠償資力を有することが望ましい。 ⑥事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。</p> <p>【基準省令解釈通知第 3-2-3-(24)準用】</p>
---	--